

【改正】（市場有価証券等の著しい価額の低下の判定）

9-1-7 令第 68 条第 1 項第 2 号イ《市場有価証券等の評価損の計上ができる事実》に規定する「有価証券の価額が著しく低下したこと」とは、当該有価証券の当該事業年度終了の時における価額がその時の帳簿価額のおおむね 50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないことをいうものとする。

(注) 1 本文の 50%相当額を下回るかどうかの判定に当たっては、当該有価証券（令第 119 条の 2 第 2 項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法》に規定する「その他有価証券」に限る。）の当該事業年度終了の日以前 1 月間の市場価格の平均額によることも差し支えない。

2 本文の回復可能性の判断は、過去の市場価格の推移、発行法人の業況等も踏まえ、当該事業年度終了の時に行うのであるから留意する。

【解説】

- 1 本通達は、法人が有する有価証券について法人税法第 33 条第 2 項《資産の評価損の損金不算入等》の規定を適用する場合において、物損等の事実が生じたかどうかの判定に関する取扱いを明らかにするものである。
- 2 法人税法においては、株式等の評価損は原則として損金算入が認められないが、株式等の価額が著しく低下したこと等の一定の事実が生じた場合において、その株式等の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前のその株式等の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時におけるその株式等の価額との差額に達するまでの金額は損金の額に算入することができることとされている(法 33②、令 68)。
この「価額が著しく低下したこと」について、具体的には、次の 2 つの要件により判断することとされている。
 - (1) 市場有価証券等の期末時価が期末帳簿価額のおおむね 50%相当額を下回ることとなったこと
 - (2) 近い将来その価額の回復可能性が見込まれないこと
- 3 ところで、この有価証券の価額について、旧通達 9-1-8 《上場有価証券等の価額》では、法人税法第 61 条の 3 第 1 項第 2 号《売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等》に規定する売買目的外有価証券の事業年度終了時における価額を期末前 1 月間の市場価格の平均額とし、その平均額をもって著しい価額の低下の判定を行うことができることとしていた。これは、旧金融商品会計基準において、その他有価証券のうち時価のあるものについては売買目的有価証券と同様に時価をもって貸借対照表価額とすることとされ、継続適用を条件として、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができることとされており、減損処理についてもその価額によって判定することとされていたことによる（旧金融商品会計基準 18（注 7）、旧金融商品実務指針 91）。

4 時価算定会計基準の制定に伴い、旧金融商品会計基準から時価の算定に関する定めが削除されたこと等を受けて、令和2年度の税制改正では、売買目的有価証券の時価評価金額が企業会計における時価と同様とされ、また、その価額の著しい低下を評価損の計上事実とする有価証券の範囲が市場有価証券等とされたことから、旧通達9-1-8を会計上の時価と同様となるように見直し、「事業年度終了時における価額を期末前1月間の市場価格の平均額」とすることができる取扱いを削除した。つまり、市場有価証券等の価額とはあくまで期末時点における時価のみをいうのであり、期末前1月間の市場価格の平均額を用いることはできないということである。そのため、従来は、旧通達9-1-8後段によって、期末前1月間の平均額により上記2(1)の要件を判定することができていたものが、期末時点における時価のみで判定することになるのかという疑義が生ずる。

5 この点、時価算定会計基準の制定に伴い金融商品会計基準が改正されたことによって、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めは削除されたが、同改正は時価の算定方法を変更するものであり、減損を行うか否かの判断基準を変更するものではないこと、減損の判断が合理的な範囲で幅のある定めとなっていることを踏まえて、減損処理における時価の下落率の判断に当たっては、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取扱いを踏襲することとされている（金融商品実務指針91、284）。そこで、本通達の取扱いにおいても、市場有価証券等の価額の見直しが上記2(1)の判定に影響しないように見直すこととし、事業年度終了の日以前1月間の市場価格の平均額を用いて判定することも差し支えないこととしている。

本通達の注書1において、このことを明らかにしている。

6 なお、改正後の本通達の取扱いは、令和2年4月1日以後に終了する事業年度（令和3年3月31日以前に開始した事業年度で旧金融商品会計基準を適用する事業年度を除く。）分の法人税について適用され、令和2年4月1日前に終了した事業年度（令和3年3月31日以前に開始した事業年度で旧金融商品会計基準を適用する事業年度を含む。）分の法人税については、旧通達9-1-7の取扱いの例によることとされている。ただし、令和2年4月1日以後に終了する事業年度（令和3年3月31日以前に開始した事業年度に限る。）で時価算定会計基準及び旧金融商品会計基準のいずれも適用しない事業年度については、旧通達9-1-7の取扱いを適用することができることに留意が必要である（令和2年改正通達経過的取扱い(4)）。

7 連結納税制度においても、同様の通達（連基通8-1-17）を定めている。